

權の大商人、④秦氏・妻王氏系の親縁者層。このいわば秦檜集團は段階を追って形成されたものであった。まず紹興十四年に臺諫（監察官）、侍從（實務官僚の最高位者）を掌握し、宰執制を有名無實化した。次に十八年から二十二年にかけて皇帝周邊の最有力者王繼先、皇后吳氏と姻戚關係を結び、皇帝を權力の源泉として出發した。秦檜が皇帝をも規制するに至った。また皇帝周邊の掌握によって特權的大商人との結びつきも自ずと生じた。最後に二十年ごろから親縁者を兩浙路・江南東路の監司および樞要地の知州・通判に任命することによって財貨の嚴しい私的收奪を行った。しかし秦檜專制末期の内外官の大量の缺員現象、とりわけ全知縣・縣令の四割に近い缺官状態は秦檜專制の限界を暴露していた。密告制と恐怖政治、額外收奪——羨餘の強制を忌避しての有資格者の就任拒否は秦檜權力の孤立を意味していた。また上意下達、下情上達關係の切斷は全鄉村の、法と官僚制を通しての南宋朝への結果を妨げることになった。

### ヌルハチ（清・太祖）の徙民政策について

松 浦 茂

ヌルハチが遼東侵入以前に實施した諸政策のうちで、徙民政策が注目される。すなわち、東北部統一の過程でヌルハチが周縁地域の住民を大量にマンジュ（後金）國內に移住させた事實である。たとえば、彼は舊海西女直のハダ、ホイフア、ウラ、イェヘ四國としば

しば衝突したが、これら四國を滅亡させると、その遺民をことごとくマンジュ國內に徙した。また、ヌルハチは舊野人女直のワルカ、ウエジ、フルハ、グワルチャなどのあいだにも勢力を伸ばし、彼らをつぎつぎと領域内に移住させている。こうしてマンジュ國內に徙された人びとは「新人」、「新グワルチャ」などとよばれて從來の人びと（舊人）とは區別され、移住後しばらくの期間はアルバン（徭役その他を含む）を免除された。

徙民政策の結果、マンジュ國の人口は都城の近傍に集中した。ヌルハチと族長などは都城（舊老城からサルフ城にいたるまでの四都城）内に集住し、これに對して一般の人民は都城周邊の村落に居住させられて、彼らの支配を受けることになった。徙民政策はウラやイェヘも行なっており、こうした統治方法は女直に共通のものであったらしい。

やがて、ヌルハチは八旗制度を創設して人民をニルに組織する。ニルの組織は徙民政策を通して形成されたものであり、その過半數は徙民政策で移住した人びとが主體に構成されている。

### 雜誌『シュエラー』（一九〇八—一九一八）について

——ロシア・ムスリム近代史に關する一史料——

小 松 久 男

雜誌『*Славяне*』は、一九〇八年オレンブルクで創刊されたタター